

参考：関係通知抜粋 【認知療法・認知行動療法】

<診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第六十九号 令和8年3月5日) (別表第一 医科診療報酬点数表 I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法) から抜粋>

認知療法・認知行動療法 (1日につき)

- 1 医師による場合 480 点
- 2 医師及び看護師が共同して行う場合 350 点
- 3 公認心理師による心理支援を伴う場合 330 点

<特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発 0305 第 8 号令和 8 年 3 月 5 日) 第 48 認知療法・認知行動療法から抜粋>

1 認知療法・認知行動療法 1 に関する施設基準

当該保険医療機関内に、専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が 1 名以上勤務していること。

3 認知療法・認知行動療法 3 に関する施設基準

(1) 1 を満たしていること。

(2) 当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の常勤公認心理師が 1 名以上勤務していること。

ア 認知療法・認知行動療法 1 の届出医療機関における外来に 2 年以上勤務し、治療に係る面接に 60 回以上同席した経験があること。

イ うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症又は不眠症の患者に対して、当該公認心理師が認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る面接を過去に 5 症例 60 回以上実施していること。

ウ 認知療法・認知行動療法について下記の要件を全て満たす研修を修了していること。

(イ) 国、関係学会、医療関係団体等が主催し修了証が交付されるものであること。

(ロ) 認知行動療法の基本的技能に係る内容を含む 2 日以上のものであること。

(ハ) 講師に、厚生労働省による「認知行動療法研修事業」においてスーパーバイザーを経験した者が含まれていること。